

雨水貯留浸透施設設置助成制度のご案内

助成制度の目的

西宮市では、各ご家庭で雨水貯留施設（雨水タンク）や雨水浸透施設（浸透枳）を設置して頂くことによって、側溝や下水道管に流れ込む雨水を少しでも減らして浸水被害の軽減を図るとともに、雨水を土に返して健全な水循環を構築することを目的として、助成制度を実施しています。

雨水貯留施設と雨水浸透施設は、
治水と環境の両面で役立つんだよ！



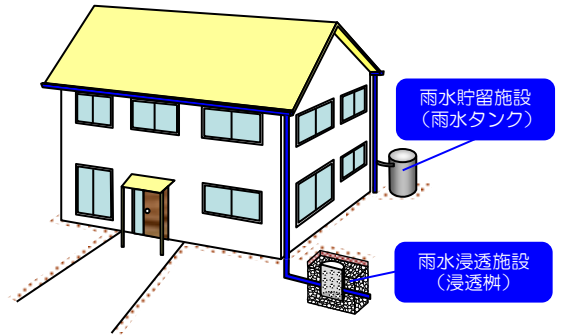
下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

☞ 雨水貯留施設（雨水タンク）とは

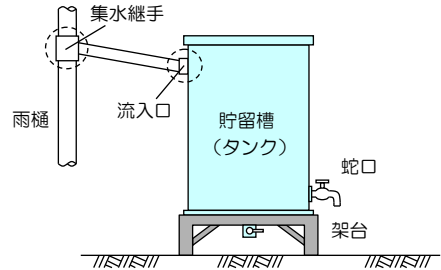
雨樋に集水継手を取り付けて、屋根に降った雨を雨樋から貯留槽（タンク）に溜める施設を言います。溜めた雨水は庭や植木への散水等に利用でき、水道代の節約になります。

☞ 雨水浸透施設（浸透枳）とは

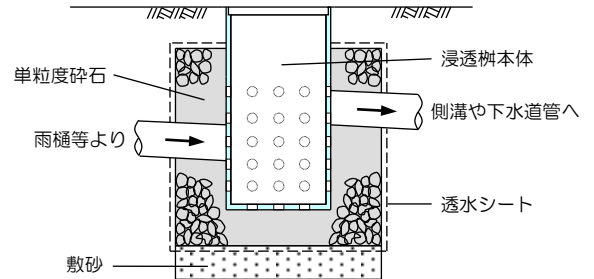
多数の穴の開いた枳の周囲を砕石で充填したもので、流れ込んできた雨水を地中に浸透させる施設を言います。市街化により雨が地中に浸透しにくくなった都市部では、地下水を涵養し、地盤沈下を防止する効果が期待できます。



雨水貯留施設（雨水タンク）の設置例



雨水浸透施設（浸透枳）の設置例



助成対象となる施設

助成対象となる雨水貯留施設と雨水浸透施設は、それぞれ次の表のとおりです。

施設の区分	助成対象となる施設
雨水貯留施設 （雨水タンク）	以下の設置条件を全て満たす施設が助成対象となります。ただし、申請1件につき1基が助成対象となります。 ① 貯留槽の容量が100リットル以上のもの ② 貯留槽が市販のもの（ただし、他の設置条件を満たし、別途市が認めた場合は、この限りではありません） ③ 用途が散水目的のもの（ただし、災害等の非常時は、この限りではありません） ④ その他、「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」※1に示す設置条件に適合するもの
雨水浸透施設 （浸透枳）	以下の設置条件を全て満たす施設が助成対象となります。 ① 浸透枳の口径が300ミリメートル以上のもの ② 市が指定する業者（排水設備指定業者）が設置工事を行うもの ③ その他、「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」※1に示す設置条件に適合するもの

※1 「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」は、市役所のホームページよりダウンロードできるとともに、市役所第2庁舎8階 下水管理課の窓口にも用意しています。

助成対象となる方

助成対象となる方は、助成対象区域内^{※2}において居住又は所有している住宅の敷地内に、雨水貯留施設又は雨水浸透施設を設置される方です。ただし、以下の（１）～（５）のいずれか１つにでも該当される方は、助成対象となりませんので、ご注意ください。

- （１）国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- （２）既に市の助成金を受けて雨水貯留施設を設置したことのある住宅に、雨水貯留施設を再度設置する方
- （３）既に市の助成金を受けて雨水浸透施設を設置したことのある住宅に、雨水浸透施設を再度設置する方
- （４）販売を目的とした住宅に、雨水貯留施設又は雨水浸透施設を設置する方
- （５）本市の条例に規定する開発事業に伴い雨水貯留施設又は雨水浸透施設を設置する方

※2 助成対象区域については、市役所のホームページ又は市役所第2庁舎8階 下水管理課の窓口にて、ご確認ください。

助成内容

雨水貯留施設と雨水浸透施設の助成内容は、それぞれ次の表のとおりです。

施設の区分	助成金額 ^{※5}
雨水貯留施設 （雨水タンク）	購入費と工事費 ^{※3} の合計額の2分の1（1,000円未満は切り捨て）。 ただし、申請1件当たりの助成限度額は30,000円となります。
雨水浸透施設 （浸透枳）	材料費と工事費 ^{※4} の合計額の3分の2（1,000円未満は切り捨て）。 ただし、浸透枳1基当たり10,000円を限度とし、申請1件当たりの助成限度額は40,000円となります。

※3 雨水貯留施設（雨水タンク）の購入費と工事費には、貯留槽（タンク）以外に、集水継手、集水継手から貯留槽までの管、オーバーフロー用の吐口管、及び架台に掛かった費用が含まれます。

※4 雨水浸透施設（浸透枳）の材料費と工事費には、浸透枳の本体以外に、蓋、周囲に充填した砕石、敷砂、及び透水シートに掛かった費用が含まれます。

※5 助成金額の計算方法については、以下の計算例を参考として下さい。

【計算例1】雨水貯留施設（雨水タンク）を55,000円で1基購入し、個人で設置工事を行った場合

費用合計額 55,000円 × 1/2 = 算定金額 27,500円 ⇒ 1,000円未満切り捨てにより、算定金額 27,000円
⇒ この算定金額は、助成限度額 30,000円未満のため、27,000円が助成金額となります

【計算例2】雨水貯留施設（雨水タンク）を55,000円で1基購入し、業者の設置工事費が10,000円掛かった場合

費用合計額 65,000円 × 1/2 = 算定金額 32,500円 ⇒ 1,000円未満切り捨てにより、算定金額 32,000円
⇒ この算定金額は、助成限度額 30,000円を超えるので、30,000円が助成金額となります

【計算例3】雨水浸透施設（浸透枳）を計3基設置し、材料費と工事費を合わせて50,000円掛かった場合

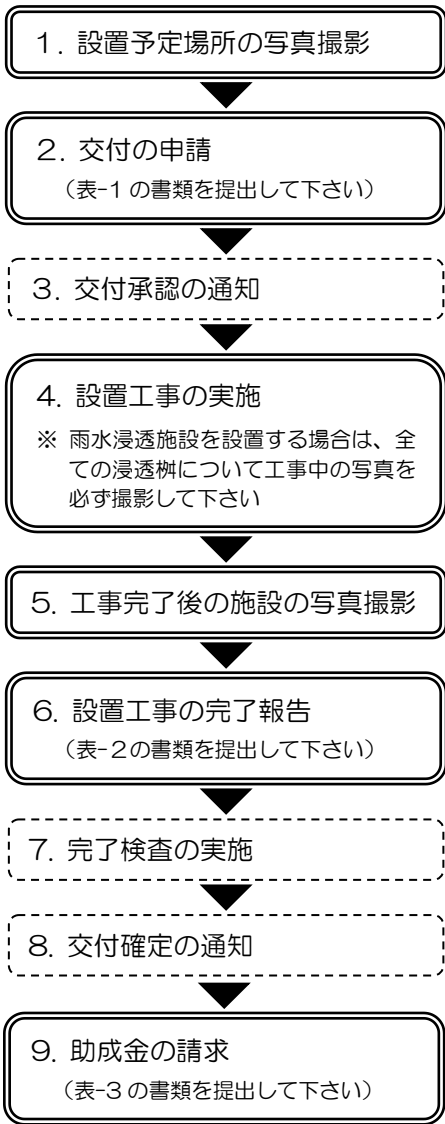
費用合計額 50,000円 × 2/3 = 算定金額 33,333円 ⇒ 1,000円未満切り捨てにより、算定金額 33,000円
⇒ この算定金額は、助成限度額 40,000円未満ですが、1基当たりの限度額 10,000円 × 3基 = 30,000円を超えるので、30,000円が助成金額となります

【計算例4】雨水浸透施設（浸透枳）を計5基設置し、材料費と工事費を合わせて70,000円掛かった場合

費用合計額 70,000円 × 2/3 = 算定金額 46,666円 ⇒ 1,000円未満切り捨てにより、算定金額 46,000円
⇒ この算定金額は、1基当たりの限度額 10,000円 × 5基 = 50,000円未満ですが、助成限度額 40,000円を超えるので、40,000円が助成金額となります

手続きの流れ

助成金の交付手続きは、以下の流れで行います。実線の二重枠内の部分が、申請者で行って頂く内容です。必要な書類を記入・用意の上、市役所第2庁舎8階 下水管理課の窓口に提出して下さい。



設置工事の完了後30日以内で、かつ申請年度の2月末日までに完了報告を行って下さい。
 完了報告を行って下されし。

表-1 申請時に提出して頂くもの

書 類	備 考
① 助成金交付申請書 (必須)	印鑑には認印を使用して下さい。
② 位置図 (必須)	施設を設置する住宅の場所を示して下さい (手書きの略図でも、住宅地図のコピーでも可)。
③ 設置予定場所の写真 (必須)	
④ 施設の平面図 (必須)	敷地内の簡単な平面図に施設の設置予定場所を示して下さい (手書きの略図で可)。
⑤ 施設の構造図 (必須)	製品パンフレットのコピーでも、手書きの略図でも可。
⑥ 見積書 (必須)	コピーで可。
⑦ 誓約書 (必須)	印鑑には認印を使用して下さい。
⑧ 承諾書	土地所有者又は建物所有者が申請者と異なる場合のみ必要となります。

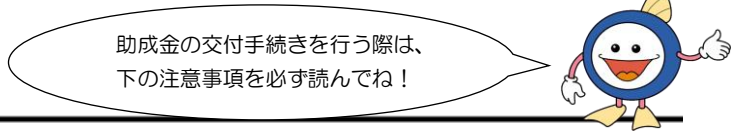
表-2 完了報告時に提出して頂くもの

書 類	備 考
① 完了報告書 (必須)	印鑑には認印を使用して下さい。
② 工事完了後の施設の写真 (必須)	雨水貯留施設の場合は、雨樋との接続が分かる部分も必要です。
③ 工事中の施設の写真	雨水浸透施設の場合のみ必要となります。
④ 工事出来高書 (必須)	設置費用の内訳が分かるものを提出して下さい。なお、必ず原本を提出して下さい。
⑤ 領収書 (必須)	必ず原本を提出して下さい。

表-3 助成金の請求時に提出して頂くもの

書 類	備 考
助成金交付請求書 (必須)	口座名義人は、必ず申請者と同一にして下さい。

10. 助成金の交付



助成金の交付手続きを行う際は、下の注意事項を必ず読んでね！

手続き上の注意事項

- 必ず購入・設置工事を行う前に申請を行い、市から交付承認を受けて下さい。申請前に購入・設置工事を行った場合は、助成対象となりませんので、ご注意下さい。
- 助成金交付申請書、誓約書、承諾書、完了報告書、助成金交付請求書の様式については、市役所のホームページよりダウンロードできます。また、市役所第2庁舎8階 下水管理課の窓口にも用意しています。
- 提出書類を記入する際は、記入例を参考として下さい。記入例についても、市役所のホームページよりダウンロードできます。また、市役所第2庁舎8階 下水管理課の窓口にも用意しています。
- 当初の申請内容より変更が生じた場合、及び申請を取り下げる場合は、必ず上下水道局の下水管理課までご連絡下さい。
- 完了報告は、設置工事の完了後30日以内で、かつ申請年度の3月10日までに必ず行って下さい。
- 完了検査時において現地を確認させて頂くことがありますので、ご了承下さい。
- 助成金の請求は、交付確定日の属する年度の3月末日までに必ず行って下さい。
- 交付確定の通知から実際に助成金を交付するまで、20日程度かかりますので、ご了承下さい。

助成を受けられた方への注意事項

- 助成を受けて設置した施設は、必ず7年以上存続させて下さい。なお、助成金の交付後、必要に応じて市の職員が施設の設置状況を現地で確認させて頂くことがありますので、ご了承下さい。
- 助成を受けて設置した施設については、「西宮市雨水貯留浸透施設設置技術基準」を参考に、適切な維持管理に努めて下さい。特に、大雨が予測される場合は、事前に、雨水貯留施設（雨水タンク）については溜まった雨水を排水し、雨水浸透施設（浸透柵）については目詰まり等がないか点検するよう、心がけて下さい。
- 助成を受けて設置した施設が原因で、助成を受けられた方又は第三者に事故・問題等が生じても、市はいかなる責も負いません。
- 助成を受けて設置した施設を、転居等に伴い第三者に譲渡する場合は、その譲渡を受ける方に上記の旨を必ず承継して下さい。

Q&A

Q. 集合住宅も助成対象となりますか？

A. 戸建住宅だけでなく、集合住宅も助成対象となります。ただし、集合住宅については、区分所有のない集合住宅の場合は建物所有者又は土地所有者、区分所有のある集合住宅の場合は管理組合に対して助成します。各戸に対しては助成しませんのでご注意下さい。

Q. 雨水貯留施設（雨水タンク）を個人で設置しても良いですか？

A. 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置工事については、業者に頼まずに個人で行って頂いても結構ですが、この場合は購入費のみが助成対象となります。なお、雨水浸透施設（浸透柵）については、必ず市が指定する業者（排水設備指定業者）に設置工事を依頼して下さい。

申請の受付期間

受付期間は以下のとおりとなっています。ただし、受付順に審査を行い、申請総額が市の予算額に達した場合は、以下の期間より早く受付を終了しますので、ご注意下さい。

受付期間：毎年4月1日～翌2月末日（土日・祝日・年末年始等の閉庁日を除く）

※年度によっては、制度の休止の場合がありますので、ご確認ください

お問い合わせ・ご相談先



西宮市 上下水道局 下水道部 下水管理課

場所：西宮市六湛寺町8番28号 市役所第2庁舎8階

電話番号：(0798) 32 - 2262

ホームページ：<http://www.nishi.or.jp>

(西宮市ホームページ → くらし・手続き → すまい → すまいに関する助成 → すまい助成に関する手続き・申請)

お気軽に
ご連絡下さい

